

# 所得税 確定申告に備えて

税理士 川中清司  
日専連名誉講師

個人住民税は七・五%（二万円を限度）が減税されます。昨年は一五%で四万円限度でした。

### ◇ 寄付金控除の枠が拡大 **減税**

特定寄付金から控除する額が一万円から五〇〇〇円に引き下げられました。

これまでは、一万円を超えないと寄付金控除の対象とならなかったが、五〇〇〇円を超えると対象となります。

### ◇ 住宅ローン控除の縮小 **増税**

住宅ローン控除の額は、平成一六年は年末のローンの残高の一%でしたが、平成一七年以降に新しいマイホームに住む人は、毎年の限度額が徐々に減ります。

平成一八年度から控除を受ける人の控除限度額は、最初の七年はローン残高の一%（最高三〇万円）、残りの三年はローン残高の〇・五%（最高一五万円）に縮小。

### ◇ 公示制度が廃止

高額所得者の公表をしなくなりました。従来までの所得税額一〇〇万円を超える人の公示制度が廃止となりました。

### ◇ 無申告加算税の割合の引き上げ **増税**

納付すべき税額が、五〇万円を超える部分に対する無申告加算税の割合が、一五%から二〇%に引き上げられました。

### ◇ 個人事業主の減価償却など **改正 増税**

青色申告者が、平成一八年四月一日から、平成二〇年三月三十一日

までに取得する、少額減価償却資産は、取得価額が三〇〇万円を超えた場合は、その超えた部分に係る減価償却資産は、少額減価償却資産の対象からはずされます（今まで三〇〇万円の上限はなし）。三〇〇万円を超えた少額減価償却資産の取得額全体は、減価償却して必要経費とされます。

### ◇ 住宅耐震改修特別控除が創設 **減税**

平成一八年四月一日から平成二〇年二月三十一日の間に、耐震改修を行った人は、この税額控除が受けられます。

昭和五六年六月一日以後の耐震基準を満たさない住宅（昭和五六年五月三十一日以前に建築された一定の住宅）が対象となります。

この制度は「一定の計画区域」という地域要件等がありますので、適用されるかどうか税務署に尋ねてください。

今年も確定申告の時期になりました。主な改正点や申告の注意点などをまとめてみました。早めに準備して、正しい申告をどうぞ。今年はずいぶん、電子申告にトライしてください。

### 一九年三月確定申告での 主な改正ポイント

#### ◇ 定率減税の引き下げ **増税**

今年は所得税×一〇%→二万円五〇〇〇円まで。

昨年は所得税の二〇%の定額減税が、今年は一〇%に引き下げられました。

### 寄付金控除額＝

$$\left[ \begin{array}{l} \text{【寄付した額】} \\ \text{少ない方} \\ \text{【総所得金額等} \times 30\% \text{】} \end{array} \right] - 5,000 \text{円}$$

$$\text{税額控除} = \text{耐震改修工事の費用} \times 10\% \\ \text{(20万円まで)}$$

## ◆会社法施行を受けた 所得税の整備

平成一八年五月一日から施行された会社法を受けて、所得税も次の整備がされました。

- (1) 一年経過した未払役員賞与は源泉徴収する
- (2) 配当関係の定義の見直しなど

## ◆フリーター課税の強化

給与支払報告書の提出対象の人の範囲拡大

フリーターの課税もれを防ぐため、給料支払者の報告すべき人の範囲が、年の途中で退職する人や、短期間で退職する人の分にも拡大されました。

## 確定申告の期限

確定申告の提出期限は、例年どおり二月一六日から三月一五日までです。税金を返してもらおう申告(還付申告)は一月一日以降、いつでも提出できますし、提出期限は五年間なので、今まで申告し忘れていた分も、申告して還付を受けられます。

## 確定申告が必要な人

◆事業している人、アパートのオーナーなど

所得金額から差し引ける「所得控除額」のあと、税額を求め、さらに税額から差し引ける金額(配

当控除や定率減税など)を差し引いても、納める税金がある人。  
(次の年金生活者も同様です)

## ◆年金生活者など

- ・厚生年金や国民年金など、公的年金だけの所得の人
- ・年金を一定額以上受け取っている人
- ・年金をもらいながら働いている人で、年金の所得が二〇万円を超える人

## ◆退職所得がある人

「退職所得の受給に関する申告書」を会社に出さずに、二〇%の税金を源泉徴収されて、なおそれが正規の税金の額より少ない人(通常は会社で清算するので、申告は不要)。

## ◆サラリーマン、パートタイマー

- ・収入金額が二〇〇万円を超える人
- ・一カ所から給与をもらっている人で、その他(退職所得以外)の所得が二〇万円を超える人
- ・二カ所以上から給料等をもらい、従の給与や、その他の所得が二〇万円を超える人
- ・源泉徴収されない給与をもらっ

た人

・同族会社の役員等で、その会社から貸付金の利息などをもらっている人

・災害免除法によって、源泉徴収の猶予などを受けた人

## 申告が不要な所得

源泉徴収で、税金が天引き済みのケース

### ① 保険関係

一時払い養老保険・一時払い損害保険で、契約期間が五年以下のもの。または、五年以内に解約されたもの

### ② 配当関係

上場株式の配当、未公開株式等、上場株式以外の配当等で少額配当に該当する配当

### ③ その他

割引債の償還差益、金貯蓄(投資)口座の利益、合同運用信託や一定の投資信託の収益の分配など

## 非課税となる所得

### ① 年金関係

増加恩給、傷病賜金、遺族年金、遺族恩給、心身障害者共済制度による給付金など

### ② 譲渡関係

## 参考事項

- ・ 老年者控除は平成17年に廃止となった。
- ・ 定率減税は平成18年度分で終わり、19年度からなくなる。
- ・ 平成19年度からは、税率が変わる。現在の最低10%~最高37%から、最低5%~最高40%となる。個人住民税は一律に10%になる。
- ・ 損害保険料控除が地震保険料控除(最高5万円)に変わる。

・家具や電化製品など、家庭用動産の譲渡による所得  
(一個または一組の価格が三〇万円を超える宝飾品などや、生活に通常必要でない動産の譲渡の所得は除く)

・競売など強制換価手続きによる資産の譲渡  
・公社債などの譲渡による所得

③ 配当関係  
オープン型証券投資信託の特別分配金

④ その他  
・損害保険金(満期返戻金を除く)、損害賠償金、慰謝料など  
・雇用保険の失業給付  
・宝くじの当選金など

### 年商一〇〇〇万円超の人は消費税の申告を

平成一六年の売上が一〇〇〇万円を超える人は、消費税の申告が必要で

す。消費税の納税義務の判定は、二年前の売上(基準期間の売上)で判定します。今年の売上が一〇〇〇万円以下の場合でも、平成一六年の売上が一〇〇〇万円を超えていたら、課税事業者(納税義務者)となります。消費税の申告期限は例年三月三十一日で、今年四月二

日となります。

### ◇簡易課税が原則法か

消費税の計算は二つあり、原則法は、売上の消費税から、仕入、経費、資産購入などの消費税を控除して、差引税額を納めます。控除税額が多ければ還付となります。

簡易課税は、実際の仕入や経費の額に関わらず、納める税額は売上を基にして計算します。業者ごとに決められた「みなし仕入率」を、課税売上高の消費税額に掛けて、納税額をはじきます。「みなし仕入率」は、卸売業は九〇%、小売業は八〇%、製造業は七〇%、

### 原則法の計算

$$\text{売上の消費税} - \text{仕入・経費} \times \text{資産購入の消費税} = \text{差引納税額}$$

※ (人件費や減価償却費を除く)

### 電子申告の仕方

- (1) 納税地の税務署長に電子申告の開始届書を提出します。(e-taxホームページからオンラインでできます。書面で提出もできます)
- (2) 税務署から「利用者識別番号」と「暗証番号」の通知書、e-taxソフトのCD-ROMが送られてきます。
- (3) 送られたe-taxソフトをパソコンにインストールして起動します。受付システムにログインし、準備していた電子証明書※の登録などの初期登録等を行います。
- (4) 申告データを作成し、電子署名を行って送信します。即時通知および受信データが受信されたことが確認できます。
- (5) e-taxで送信できない添付書類を税務署へ送付か持参します。
- (6) インターネットバンキングなどを利用して、電子納税します。

※電子証明書 電子申告では、電子証明書を使って電子署名します。電子証明書はいくつか種類がありますが、市町村の発行する住基カードが安価で便利です。その住基カードに電子証明書を格納してもらいます。

☆住民登録している市町村の窓口へ、運転免許証かパスポート、手数料500円を添えて申請します。写真(タテ45ミリ<sup>1</sup>×ヨコ35ミリ<sup>1</sup>)を添付すれば、写真付住基カードが入手できます。

### 電子申告の仕方

電子申告することで税務署に行

飲食業は六〇%、サービス業は五〇%と定められています。簡易課税を選択すると、二年間は継続しなければなりません。設備投資をする場合など、原則課税が有利な場合もあるので、あらかじめ検討が必要です。

く必要がなく、納税も可能になります。手続きは、次のような流れで進めます。やってみると案外、楽に進めますので、ぜひトライしてください。なお、税理士に電子申告を依頼すれば、委任状で手続きを済ませることができます。